

# 大韓民国の在外選挙は 次のように実施します。



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2010. 10. 6

WWW.nec.go.kr

☎82-2-503-0648  
FAX82-2-504-5350

## 選挙関連世論調査方法に関する制限・禁止案内

- ◎ 特定政党または候補者だけを選挙に有利にする方法で世論調査をしたり、世論調査を口実に不法な選挙運動をしてはなりません。

何人(なにびと)も公表または報道を目的に選挙に関する世論調査をする場合には、特定政党または候補者に偏向した話や文章を使って質問したり被調査者に応答を強要または、調査者の意図により答えるように誘導してはならず、被調査者の意思を歪曲する行為をしてもなりません。

また、娯楽そのほか射倖性を助長する方法で調査をしたり、回答者の姓名や姓名を類推できる内容を公開してもなりません。この他にも、世論調査をする時には被調査者に世論調査機関・団体の名称、住所または電話番号と調査者の身分を明らかにしなければならず、当該調査対象の全階層を代表できるように被調査者を選定しなければなりません(公職選挙法第 108 条)

### 世論調査関連裁判所判例

- 選挙と関連した世論調査を実施するにあたって、性別、年齢層、地域、学歴、職業など全階層を代表できるように被調査者を選定しないで調査員らによって任意に被調査者を選定するようにした後に世論調査結果分析書に全階層を代表したように虚偽で記載したことは公職選挙法に違反する(蔚山(ウルサン)地方法院 2006.10.24.2006 ゴハッ 165)

在外選挙ホームページ(ok.nec.go.kr)が  
オープンしました。